**指導医の申請方法**

(2022年4月1日制定)

指導医を申請される方々のためにその要点を挙げましたので、ご参照のうえご申請下さい。

【申請資格】

１．日本補綴歯科学会専門医であること。

２．１５年以上継続している会員歴 〔申請締切日（毎年9月末日と3月末日）までに〕

３．歯科補綴臨床に連続して１２年以上従事していること。

４．申請時を含み過去5年以内の論文（共著でも可）が1編以上あること。

【申請方法】

１．申請書類

（1）日本補綴歯科学会指導医申請書 （様式１３）

（2）履歴書 （様式１４）

（3）日本補綴歯科学会会員歴証明書 （様式１５）

入会日が不明の場合は申請者の氏名のみ記載すること。（入会日は学会事務局で記入。）

（4）業績目録 （様式１６）

業績目録記載の業績のうち最新の業績の別刷１部（コピーでも可）を添付のこと。

（5）歯科補綴学に関連する領域の疾患の治療記録

治療を終了した基本装置　　2単位（１装置）　 （様式8−1）

治療を終了した難症例　　５単位（１口腔）　（様式8−2）

※上記に該当する症例（120装置以上［有床義歯35装置以上］と難症例30例以上）を必ず含み、かつ506単位以上を必要とする。ただし、補綴歯科専門医取得時及び更新時に申請し、認定された治療実績を含むこととする。

２．申請料

申請書類一式が届き次第、事務局から順次、ご登録のメールアドレス宛に請求案内をさせていただきます。会員ページよりお手続きください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 料金 | 消費税(10%) | 合計 |
| 認定申請料 | 9,091円 | 909円 | 10,000円 |
| 認定審査料 | 18,182円 | 1,818円 | 20,000円 |
| **合計** | **27,273円** | **2,727円** | **30,000円** |

①クレジット支払

②銀行バンクチェック支払

会員マイページで受付作業をするとりそな銀行の口座が自動発行されます。（1つの請求につき1つの振込先口座）銀行窓口/ATM/ネットバンキングなど任意の方法でお振り込みください。必ず会員名でお振込みください。

※年会費を自動口座振替に設定されている方は、会員マイページ

請求/入金情報欄の[支払方法を変更す]　より支払方法を変更してお支払いしてください。

会員情報欄の［次回請求時の支払方法を変更する］より変更しますと、年会費の自動口座振替が解除されてしまいますのでご注意ください。

※ 提出された申請書類および一旦納入された申請料の返却はしない。

【指導医の認定】

修練医・認定医・専門医認定委員会の議を経て、学会（理事会）で承認される。

【認定証の交付】

１．事務局から認定の通知があった後、申請者は日本補綴歯科学会指導医登録申請書 （様式１７）の必要事項を記入の上、学会事務局に送付する。

２．登録メールアドレス宛に以下の登録料を請求案内が届いたら、支払手続きを行う。手続確認後認定証を交付する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 料金 | 消費税(10%) | 合計 |
| 指導医登録料 | 9,091円 | 909円 | 10,000円 |